

平安貴族における「京」と「洛」

安藤 哲郎

- I. 本稿の目的と研究方法
- II. 日記の記録者と「京」・「洛」の記述
 - (1) 「京」・「洛」の記述の傾向
 - (2) 記録者の属性と「京」・「洛」の出現割合
- III. 「京」・「洛」と外側との関係性
 - (1) 「京」・「洛」の表現が用いられた移動先
 - (2) 記録者別にみた京の出入りに関わる表現
- IV. 日記別にみた「京」と「洛」を用いた表現
 - (1) 使用の実態
 - (2) 使用場面の変質
 - (3) 表現の比較
- V. まとめと今後の課題

I. 本稿の目的と研究方法

本稿は、平安貴族が京（平安京）を指し示すために用いた「京」と「洛」の使用法について整理し、「京」「洛」それぞれの語が貴族社会の中で有していた性質を明らかにすることを目的とする。

筆者は旧稿¹⁾において、平安京の京内が京外と異なる一律な空間として認識がなされていたのか、という点について、貴族の日記から「京」あるいは「洛」の文字が見える箇所を中心に上げて論じたが、その際には「京」と「洛」の相違については触れなかった。旧稿が目的とした「京内」「京外」の認識を知るといふ点では、「京」と「洛」の違いは大きな問題にはならないと考えたからで

ある²⁾。

しかし、平安京を表現する語として「京」と「洛」という異なった表現があり、貴族が双方を使用している例があるにもかかわらず、その違いについて分析をしなかった点は、旧稿の課題として残された。後の時代、京都の内外は、「洛中洛外図」のように「京中」「京外」というよりも「洛中」「洛外」と表現されるようになることも考慮すると、ともに使用されていた時代の用法について言及しないことは不十分であろう。本稿ではこの課題に取り組み、貴族の空間認識の理解を深化させたい。

地理学において空間認識を扱う研究は、人文主義地理学の進展を受けて考察がなされるようになってきた分野と言える。本稿は米田・瀧山による分類によれば、「場所イメージをテーマにするもの」³⁾と関わりが大きいと思われるが、米田・瀧山が「地理学に人間的要素を回復すべく展開されている」と指摘するように、本稿も「人間的要素」に対する視座を含んだ研究と言えるだろう。

また、「知覚・行動」分野との関連も強いと考えられるが、この分野を回顧・展望した若林が、「GISと空間認知」の関連性について言及している⁴⁾。本稿では史料から地名を収集することを前提として行うが、これは最近著しい進展が見られる歴史GISの分野においても必要とされている。例えば出田は「文献史料は一見GISでの処理に堪え得る地理的

キーワード：京都、平安時代、日記、京、洛

位置情報が欠如しているようだが、検地帳や土地台帳のように内容そのものに位置（地名）が記載されていたり、史料が伝来してきた場所などの書誌的情報、記述された歴史事象が発生した場所など、間接的に位置情報を伴っていたりする。したがって文献史料もGISで扱える可能性を有する⁵⁾と指摘しており、データベースの構築・利用・課題について述べている。また、塚本⁶⁾は近世京都の名所案内記に記述のある名称・項目等の情報を整理したデータベースを作成し、GISを用いて図化したうえで空間的分布を分析している。

本稿ではGISを用いてはいないが、史料とする貴族の日記から「京」「洛」の語を収集して検討を行うため、方法論のうえで史料の扱い方などに共通する面があると考えられる。そのうち「位置情報」という観点に関連する考察として、例えば、岸⁷⁾は、「左京＝洛陽，右京＝長安」との比定があり、右京＝長安の衰退によって平安京が左京＝洛陽に代表されるに至ったとしており、「京」「洛」の使われ方が構造の変化を含めて考慮される必要があることを示唆した。また、「西京」に関して分析を行った久米⁸⁾は、「10世紀までの東京・西京の背後には、常に洛陽・長安が想定されていた⁹⁾」と述べている。

一方、「京」「洛」の区別について直接的に言及したものとしては、佐々木の一連の考察がある¹⁰⁾。これによれば、「京」が公的に「洛」が私的に、と使い分けがなされていたが、長和年間¹¹⁾以降混用され、11世紀の中頃には「京」と「洛」を同意義とする認識が定着していった、としている¹²⁾。

以上のように、「京」と「洛」の使用法についてはいくつか検討がなされてきたが、管見の限りそれほど多くない。その中で佐々木の一連の考察については、管見の限り「京」「洛」の違いについて直接的に言及した唯一のもので、その点では意義のあるものである

が、いずれも分量が少ないために史資料の検討や分析の過程に関する記述が詳らかでない。また院政期以降の日記が全く取り上げられておらず、上述の「混用」や「同意義」と指摘している認識が院政期まで同質に引き継がれたものであるのか、明らかではない。したがって、「京」「洛」の検討の成果としては不十分であると言わざるを得ない。

そこで本稿では、撰関期前後から院政期、平安末期の日記（後述の表1に記載したものを）を通じて、「京」と「洛」の語に関する使用の実態を整理し、検討を加えることとしたい。

なお本稿は、平安時代の古記録や説話などの文学を用いた著者のこれまでの研究と同様の方法で行う継続的な研究である。そのため、これまでに用いてきた独自の時期区分を使用したい（図1）。この時期区分は整理・分析を分かりやすくするために大まかな区分として便宜的に用いる目的で、歴史的な画期を境界として構成した。「藤原期」は「他氏排斥」が終わる「安和の変」（969年）以降の藤原北家内での争いに局面が変化していく時点を契機とした。「院政確立期」は撰関家を外戚としない後三条天皇の即位（1068年）をその開始時期としたが、「院政が始まる端緒となった後三条天皇の時代¹³⁾」という評価がなされていることもあり、これを区分の契機とした¹⁴⁾。「動乱期」は保元の乱（1156年）を契機としている。

ただし、2点留意したい点がある。第1に、これまでの研究で用いた時代区分全体にわたる史料（貴族の日記）は得られないため、時期区分を図1に示したものに限定した¹⁵⁾。したがって、旧稿で示した時期区分図とはやや異なっている。第2に、これらは一般的な名称ではないため¹⁶⁾、従来使用されている「撰関期」「院政期（前期・後期）」といった名称を各時期区分に近い時期に併記した。

表1 参照する日記・記録者と記録者の属性

日記名	記録者	使用刊本	*冊数	**初公卿	***年齢	****最高官職	最高位	藤氏長者
貞信公記	藤原忠平	大日本古記録(「抄」)	1	参議(従四位下)	21(51)	摂政・関白	従一位	○
小右記	藤原実資	大日本古記録	9	参議(正四位下)	33(65)	右大臣	従一位	
権記	藤原行成	史料大成	2	参議(正四位下)	30(49)	権大納言	正二位	
御堂関白記	藤原道長	大日本古記録	3	従三位	22(51)	摂政	従一位	○
左経記	源経頼	史料大成	2	参議(正四位下)	55(—)	参議	正三位	
春記	藤原資房	史料大成	1	参議(正四位下)	36(—)	参議	正三位	
水左記	源俊房	史料大成	1	従三位	16(49)	左大臣	従一位	
帥記	源経信	史料大成	1	参議(正五位下)	52(76)	大納言	正二位	
後二条師通記	藤原師通	大日本古記録	3	参議(正三位)	16(33)	関白	従一位	○
中右記	藤原宗忠	史料大成	7	参議(正四位下)	36(75)	右大臣	従一位	
殿曆	藤原忠実	大日本古記録	5	従三位	14(28)	摂政・関白	従一位	○
永昌記	藤原為隆	史料大成	1	参議(正四位下)	53(—)	参議	正四位下	
長秋記	源師時	史料大成	2	参議(正四位下)	46(54)	権中納言	正三位	
兵範記	平信範	史料大成	5	従三位	60(—)	兵部卿(非参議)	正三位	
台記	藤原頼長	史料大成(別記除く)	3	従三位	12(30)	左大臣	従一位	○
山槐記	中山忠親	史料大成	3	参議(正四位下)	34(61)	内大臣	正二位	
玉葉	九条兼実	図書寮叢刊	13	従三位	12(38)	摂政・関白	従一位	○
愚味記	三条実房	大日本古記録(上中)	2	従三位	14(44)	左大臣	正二位	
吉記	吉田経房	史料大成	2	参議(正四位下)	40(57)	権大納言	正二位	

注) (*) 冊数は現在刊行されているもので、途中までしか発行されていないものもある。『玉葉』は12冊の図書寮叢刊に加え、国書刊行会の1冊(『玉葉 第三』)を含む。

(**) 「初公卿」は初めて公卿に列せられた時の官位または官職。『公卿補任』による。

(***) 「年齢」は「初公卿」の年齢、カッコ内の数字は「最高官職」に就いた時の年齢(ともに数え年、カッコ内の—は公卿になった時点で最高官職となった人物)。『公卿補任』による。

(****) 「最高官職」では摂関就任の人物の場合、その後の太政大臣就任は含まない。『公卿補任』による。



図1 本稿における時期区分

注) 旧稿(安藤, 2011)において示した図を一部改変した。また、各区分の下のカッコ内は、一般的に使われている時期区分名称のうち、比較の意味合いが近いものを記した。

II. 日記の記録者と「京」・「洛」の記述

(1) 「京」・「洛」の記述の傾向

本章では、平安貴族の記した「京」と「洛」の記述頻度を記録者との関係から概観する。表1には、本論で参照する日記・記述者、記述者に関する情報(最高官職や年齢・

官位に関するもの)を整理した。また、表2には、日記の記述時期、記録月数、「京」「洛」「京洛」の総出現件数、月数を件数で割って算出した「1件当たり月数」、各表現の記述件数や割合を整理した。なお、「洛」の記述に関して「京」「洛」「京洛」の総記述数に対する割合を示し、頻度を分かりやすく提示するようにした。

取り上げた日記について、時期区分別に見たとき、日記数や記録者の属性、記録の得られる時期などに不均衡が生じていることもたしかである。表2では、各日記について刊本の記録がある「月数」を示すと、『春記』『帥記』『永昌記』『吉記』など、月数の少ないものもいくつか見られる一方で、『中右記』を筆頭に、『貞信公記』『小右記』『玉葉』『殿

表2 参照する日記・記録者と「京」・「洛」・「京洛」の出現件数

日記名	記録者	時期(中断・散逸あり)	※月数	※※出現 件数	※※※1件当たり 月数	京	洛	※※※※割合	京洛
貞信公記	藤原忠平	延喜7(907)～天曆2(948)	285	21	13.6	21	—	—	—
小右記	藤原実資	天元5(982)～長元5(1032)	285	156	1.9	124	28	17.95	4
権記	藤原行成	正暦2(991)～寛仁元(1017)	199	66	3.1	48	15	22.73	3
御堂閤白記	藤原道長	長徳4(998)～治安元(1021)	213	34	6.3	34	—	—	—
左経記	源経頼	長和5(1016)～長元9(1036)	158	80	2.0	63	17	21.25	—
春記	藤原資房	万寿3(1026)～天喜2(1054)	43	36	1.2	30	6	16.67	—
水左記	源俊房	康平5(1062)～天仁元(1108)	127	32	4.0	9	22	68.75	1
帥記	源経信	治暦元(1065)～寛治2(1088)	31	16	1.9	7	9	56.25	—
後二条師通記	藤原師通	永保3(1083)～康和元(1099)	135	43	3.1	39	4	9.30	—
中右記	藤原宗忠	寛治元(1087)～保延4(1138)	429	302	1.4	130	172	56.95	—
殿曆	藤原忠実	承德2(1098)～元永元(1118)	239	238	1.0	219	19	7.98	—
永昌記	藤原為隆	康和元(1099)～大治4(1129)	30	24	1.3	3	21	87.5	—
長秋記	源師時	長治2(1105)～保延2(1136)	102	91	1.1	49	42	46.15	—
兵範記	平信範	長承元(1132)～承安元(1191)	144	165	0.9	116	48	29.09	1
台記	藤原頼長	保延2(1136)～久寿2(1155)	172	176	1.0	122	54	30.68	—
山槐記	中山忠親	仁平元(1151)～建久5(1194)	141	39	3.6	25	14	35.9	—
玉葉	九条兼実	長寛2(1164)～正治2(1200)	285	203	1.4	71	128	63.05	4
愚昧記	三条実房	仁安元(1166)～養和元(1181)	77	41	1.9	21	18	46.15	2
吉記	吉田経房	承安3(1173)～文治4(1188)	45	81	0.6	43	38	46.91	—

注 (※)「月数」は、刊本となっていて参照できた記録月数。「△△年〇月」の記録が1日でもある月を数えている。ただし各月の日数に関してはばらつきがある。(※※)「出現数」は「京」「洛」「京洛」の合計数。(※※※)「1件当たり月数」は「月数」を「出現数」で割ったもの。(※※※※)「割合」は全体に対する「洛」の出現割合(%)。太数字は過半数の割合のもの。

同日の記述で複数件ある場合も、1件ずつ数えた(以下の表も同じ)。ただし、役職名(「左京大夫」「京職」など)と「京極」は除いた。

「洛」「京洛」に見られる空欄は記述が見当たらなかった項目である。

暦」など、月数が多いものもある。このように日記ごとに見ると、不均衡の状態にあるため、その点では史料の扱いとして問題が生じている。

そのため、できるだけ不均衡の問題を緩和させるために、刊本として利用できるものから最大限かつ網羅的に選んだ。個々の日記の記録月数の不均衡は解消できないが、同時代の「京」「洛」の記録を収集するという意味では、目的を果たすことができると考える。

その一方で、貴族の日記は「日記の記主は、先人の日記(一個の作品と見なしてもよい)を十分に咀嚼した上で自分の日記を記していく」「当時何事においても先例を重視するという風潮が儀式・政務の場にも強く反映し、その次第や作法において問題が生じると

その都度典拠を引勘しそれらを日記に記載していった¹⁷⁾とあるように、先人の日記を多分に引き継いで記載されたものと考えられる。そのために、「京」「洛」の記述にもそれが影響し、先人の日記に倣って書かれた可能性もありうる。

そこで一例ではあるが、源俊房(『水左記』)と源師時(『長秋記』)の父子で見ていくと、『水左記』の記録月数が127、『長秋記』の記録月数が102である一方で、出現件数は『水左記』が32件、『長秋記』が91件となっており、また『水左記』では「洛」の方が多く、『長秋記』は「京」の方がやや多い(あるいは拮抗している)。つまり、「京」「洛」の記録に関しては、『水左記』を見ていた源師時も、その書き方を引き継いでいるわけで

はないと推察される¹⁸⁾。同様に藤原師通(『後二条師通記』)と藤原忠実(『殿暦』)の父子を比較すると、「京」「洛」の割合は近いが、「1件当たりの月数」が大きく異なっている。したがってこちらも、その書き方が必ずしも同じではないという見方ができる¹⁹⁾。

以上は一例であるので、すべてに適用できるとは限らないものの、「京」「洛」の記述に関しては、先人の書き方を直接的に引き継いだという側面を強調しすぎずに分析を進めることにしたい。ゆえに、同時代の日記を網羅的に活用することにしたい。

ところで、出現件数に関しては注意も必要である。記録期間が短いために総出現件数が少ないという可能性が否定できないからである。そこで、ある程度コンスタントに書かれているのかどうかを確かめるために、「1件当たり月数」を参照したい。

これによると、1件記述されるのに最も長くかかっているのは最初の藤原忠平の13.6か月、最も短いのは最後の吉田経房の0.6か月で、その間の月数で出現している。藤原忠平は13か月に1件、すなわち1年に1件に満たない程度の記述であるが、吉田経房は半月に1件程度の記述となっている。全体的に見れば、藤原忠平の次に1件の記述に時間がかかっているのは藤原道長の6.3か月(半年に1件程度)であり、他の記録者はそれより短い間隔であるため、13.6か月は突出して多い印象である。そのように考えれば、藤原期以降の多くの貴族たちにとって、「京」「洛」「京洛」の記述は日常的になっていったのではないかと考えられる。

ただし、記録された間に平均して京や洛の表現が行われるとは限らない。そこで、再確認のために、表3として、参照する日記の「京」「洛」「京洛」の記述が見られる時期と、その期間中に最も長い中断または散逸の時期、「京」「洛」「京洛」の中断前後の月数と出現件数、1件当たりの月数を整理した。

中断の前後で計算上、記述の頻度は人によって変化したり変化しなかったり様々であるが、記録が続いている点は指摘できると考える。

尚、1つ付け加えておきたい点がある。それは平安時代の貴族社会には「城外の規律」²⁰⁾があり、そもそも京を出入りする機会が少ないことである。その中で年に1件程度であった状況から半月に1件程度になっていくことは考慮しなければならないだろう。この点は、「京外」をより意識していたと考えられる藤原期²¹⁾よりも、院政確立期以降の方が比較的コンスタントに記述がなされているということになるため、意味があると考えられる。

(2) 記録者の属性と「京」・「洛」の出現割合

表2によると、平安貴族は一般的に「京」を使用する回数の方が多い傾向にある。ただ、藤原期まではどちらかというと「京」を用いる傾向にあるが、徐々に「京」「洛」が拮抗したり、「洛」を多く用いたりする記録者が現れる。具体的には、藤原資房以前の記録者は「京」の方が多く、源俊房以降に「洛」の割合が増加していく。さらに3件に1件程度は記している(3割前後)という頻度であることにも着目すると、藤原為隆以降、概ね12世紀初頭には「洛」の表現を日常的に用いることが定着しつつあったと考えられる。

もう1点、「京洛」については、岸が「京洛」の語は漢語としてもあるから、そこに平安京をとくに洛陽に比定しようとする意識があったかどうかは疑問²²⁾と考えているように、「洛」を意味するものとして扱うことはできないので、別に数えた。ただし結果としては、表2に示したように、用いる記録者に共通項が見当たらず、全体としても少数の例にとどまり、「京」「洛」のみに着目しても差し支えないと考えられるため、これ以降「京

表3 参照する日記の中断または散逸の状況と中断前後の「京」「洛」「京洛」の出現件数

日記	「京」「洛」「京洛」の記述が見られる時期	最大中断月数	最大の中断(または散逸)の時期	中断前			中断後		
				月数	件数	月/件	月数	件数	月/件
貞信	延喜13(913)～天慶9(946)	62	承平3(933)・1～承平7(937)・12	205	10	20.5	80	11	7.3
小右	天元5(982)～長元4(1031)	31	寛弘3(1006)・1～寛弘5(1008)・6	118	37	3.2	167	119	1.4
権記	正暦4(993)～寛仁元(1017)	62	長和元(1012)・1～長和5(1016)・12	197	64	3.1	2	2	1.0
御堂	長保元(999)～寛仁2(1018)	43	長保2(1000)・7～長保5(1003)・12	24	3	8.0	189	31	6.1
左経	長和5(1016)～長元9(1036)	18	治安3(1023)・1～万寿元(1024)・5	51	26	2.0	107	54	2.0
春記	長暦2(1038)～永承7(1053)	44	長久2(1041)・4～寛徳元(1044)・10	21	31	0.7	22	5	4.4
水左	康平6(1063)～永保元(1081)	68	延久元(1069)・5～承保元(1074)・10	44	9	4.9	83	23	3.6
帥記	承暦4(1080)～寛治2(1088)	65	永保2(1082)・1～寛治元(1087)・3	24	14	1.7	7	2	3.5
師通	永保3(1083)～永長元(1096)	26	嘉保元(1094)・1～嘉保2(1095)・12	117	38	3.1	18	5	3.6
中右	寛治元(1087)～保延3(1137)	23	保安4(1123)・3～天治元(1124)・12	300	234	1.3	129	68	1.9
殿暦	承德2(1098)～元永元(1118)	*8	承德2(1098)・12～康和元(1099)・7	7	2	3.5	232	236	1.0
永昌	嘉承元(1106)～大治1(1126)	59	元永元(1118)・3～保安3(1122)・11	20	16	1.3	10	8	1.3
長秋	天永2(1111)～保延2(1136)	52	永久2(1114)・11～元永元(1118)・12	25	26	1.0	77	65	1.2
兵範	永治元(1141)～承安元(1191)	105	永治元(1141)・4～久安5(1149)・9	8	1	8.0	136	164	0.8
		*56	応保元(1161)・5～永万元(1165)・9	97	91	1.1	47	74	0.6
台記	保延2(1136)～久寿2(1155)	62	保延3(1137)・1～永治元(1141)・12	3	4	0.8	169	172	1.0
		*14	仁平2(1152)・2～仁平3(1153)・3	105	149	0.7	67	27	2.5
山槐	保元元(1156)～文治元(1185)	42	承安2(1172)・2～安元元(1175)・6	82	15	5.5	59	24	2.5
玉葉	嘉応元(1169)～建久2(1191)	1	建久元(1190)・2, 建久元・6	**	—	—	—	—	—
愚昧	仁安元(1166)～治承元(1177)	20	安元元(1175)・1～安元2(1176)・7	60	24	2.5	17	17	1.0
吉記	承安3(1173)～文治1(1185)	34	治承元(1177)・5～治承4(1180)・1	11	26	0.4	34	55	0.6

注 最大の中断(または散逸)の時期については、「京」「洛」「京洛」の記録が見られる期間のうちで中断している時期とした(「京」「洛」「京洛」の記録が見られる前や後の中断の方が長い日記もある)。

(※)『殿暦』『兵範記』『台記』については、「京」「洛」「京洛」の記録が見られ始めるようになった時期から1年を経過していない。そこで、『兵範記』『台記』についてはその後の時期で大きな中断がある時期も参考として示したが、『殿暦』はこの後の中断も、この後すぐの2か月の中断と最終盤に6か月の中断があるのみなので、特に記さなかった。

(※※)『玉葉』は最終盤に1か月の中断が2回入るのみで中断による影響は小さいと思われるため、省略した。

洛」については、基本的には言及せずに進めたい。

ここで、表1に整理した記録者の属性についてまとめておきたい。旧稿で記録者(あるいは記録される人物²³⁾)の官職歴が「京」の認識に影響したことを指摘した²⁴⁾が、この点が「京」「洛」の相違に影響した可能性も考えられるからである。

項目のうち「初公卿」は、公卿に列せられたのがどの官位・官職からであるかを示しているが、「従三位・非参議」あるいは「正三位・参議」から始まっている記録者は参議になることのなかった平信範を除き、全員が摂関か「一上」である左大臣に就任している。

さらに彼らについて「年齢」の項目を見てみると、22歳で公卿となった藤原道長と60歳で公卿となった平信範を除いた全員が10代で公卿になっている。その他の記録者のうち20代で公卿となっているのは藤原忠平のみであるが、彼の場合も摂関に就任している。このグループは出世が早いうえに、高位高官に上りつめた記録者である。

一方、30代以降に公卿となった記録者は、先述の平信範を除き、「正四位下(1人は正五位下)・参議」からである。この場合、基本的には大臣になることは期待できず、大臣になっている記録者も高齢になってからである²⁵⁾。これらの記録者は、旧稿で示したよう

に、蔵人頭と弁官を兼ねた記録者も含まれているなど²⁶⁾、実務に優れた記録者であることが多い。

以上の点を前提としたうえで、記録者別に詳細を見ていく。「京」「洛」がほぼ拮抗していると言えるのは、源経信・藤原宗忠・源師時・三条実房・吉田経房である。また「洛」の方が明らかに多い貴族としては源俊房・藤原為隆・九条兼実が挙げられる。多くは、先に述べた「出世をあまり期待できなかった」、どちらかという実務に長けていた人々である。

これに対して、「京」の記述が多いのは、藤原資房・藤原忠実・平信範・藤原頼長が挙げられる。また、「京」のみを記述しているという点で藤原忠実・藤原道長も加えてよいだろう。藤原資房の時代までは、「京」の方が一般的だったと考えられる。平信範に関しては、「洛」の記述が多いグループと記録者像は近いものの、撰関家の家司を務めていたことを鑑みれば、他の記録者と異なる記述様式であった点は不思議ではないと考えられる。

一方、全て「京」の記述であった藤原忠実・藤原道長に加え、「洛」の記述が増えた時代の藤原師通・藤原忠実・九条兼実という撰関経験者について見ていくと、九条兼実を除き、圧倒的に「京」を用いていることがわかる。

旧稿で述べたように、撰関の立場では京内と京外を明確にしておく必要があること、さらに京外へ出てもできるだけ当日中に戻ってくるのが求められていたようである²⁷⁾。「京」が多いのは、そういった立場にある記録者である。

ところで、「洛」の多い九条兼実の場合には、「今朝撰政宇治に向かはる、明日一切経会に依るなり、尤も奇と為すに足る、昨日齋宮・齋院隠れ給ふ、今日執政の臣洛外を遊覧す」(『玉葉』嘉応3(1171)年3月2日条)に

も見られるが、撰関の立場にある人物に対しては京内か京外に対して厳しい見方をしている(なお、この表現でも「洛」を用いている)。しかし彼自身は撰関になることが予定されていた人物ではなく、長く右大臣を務めていたこと²⁸⁾を考慮すれば、「京」を用いるのは撰関のような平安京を代表する立場にある人物であると言える。なお、先述した平信範に関して「京」が多くなっている点も、撰関家の家司として撰関の行動を把握する立場にあったことが影響した可能性が指摘できる。

ところが、以上のように考えたとき、「京」が撰関などの立場と結びつくという認識は院政確立期においても引き継がれているということになる。そのため、「京」と「洛」とが「混用」(混同されて使われている)とする佐々木の指摘²⁹⁾は、一概にはそうは言えないと分析できる。

以降の章では、両者が区別なく使われているのか、また「混用」されて使用されていたのかなどについて、もう少し詳細を見ていく。

Ⅲ. 「京」・「洛」と外側との関係性

(1) 「京」・「洛」の表現が用いられた移動先

本章では、「京」と「洛」の表現が、京の外側とどのように関連していたのかを考察する。この点は、旧稿においては主眼となった内容であり、詳細な分析を既に行ったところであるが、先述のように「京」と「洛」とに分けた考察は行っていないため、本章で取り上げることにする。

まず、「京」と「洛」がどの移動先との関係で使用されていたのか、時期別の違いも考慮して図2(「京」)・図3(「洛」)に示すことにした。図に示すのは、「入京」「帰京」「入洛」「帰洛」などの京外からの移動を表す語とともに記述された場所である³⁰⁾。国守などの各国の人物が入京する際にも、図に反映した。



左上の図は、仮製2万分の1地形図「京都」「伏見」「淀」「愛宕山」「沓掛」「山崎村」「大津」「醍醐」「宇治」の山系と水系をトレースした図と、「中古京師内外地図」のトレース図と平安京街区モデルを重ね合わせて作成した(図3も同じ)。

図2 「京」の表現が用いられた移動先

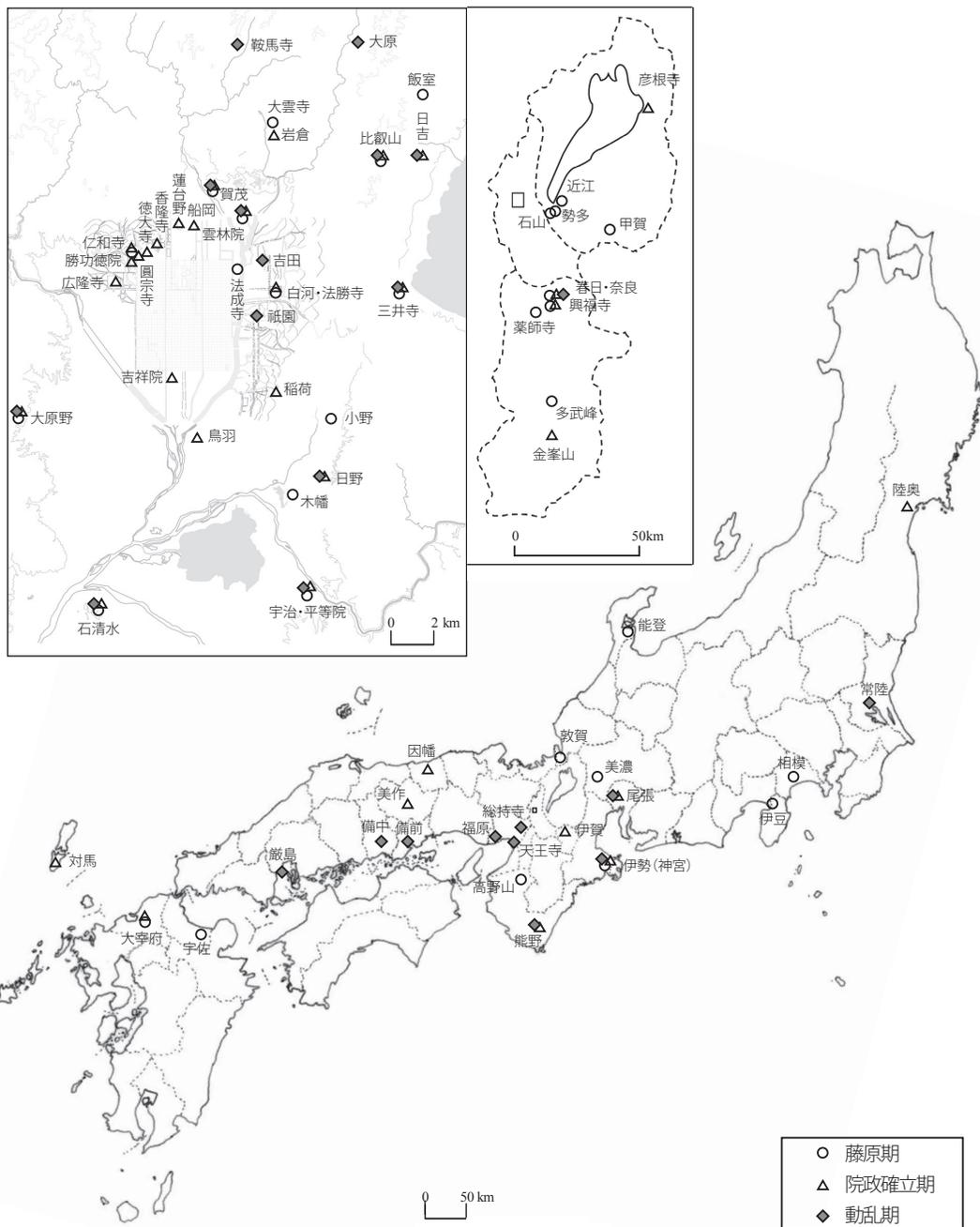


図3 「洛」の表現が用いられた移動先

なお、藤原期より前の例で、図には反映していないが、渤海使について「客徒入京す」(『貞信公記』延喜20(920)年5月8日条)とあるように、渤海からの使節に「入京」がある。同じ時期には、「渤海客人、入京時騎馬すべし」(『醍醐天皇宸記』延喜8(908)年4月26日条)という例もあり、外国からの訪問者に対しても「入京」を使用している。ただし『貞信公記』は「洛」を用いていないため、この点だけではあまり違いが分からない。そこで図の比較を行う。

2枚の図によると、大まかには「京」「洛」には距離や場所による相違などは大きくは見受けられない。どちらかのみが使用される場所については顕著な傾向が見られるわけではなく、「京」「洛」の両方が用いられる移動先が多くなっている。「京」と「洛」の移動先による違いは、分布図を見る限りではあまり明確ではないと言える。そのため一見したところでは、地域による区別はないと言える。

もっとも詳細を見ていくと、藤原期・院政確立期においては、どちらかと言えば「京」が用いられる移動先が多くなっている。また東山や山陽道の国々では、「京」が使われる傾向にあったことが見受けられる。一方、動乱期においては、京の北方向や近江には「京」が、東方向や遠方の国に「洛」が用いられる傾向になっているなど、やや「京」に使われていた場所と入れ替わったものも見られる。

その理由としては推測にすぎないが、例えば「洛」の記述割合が増加したことが反映された点があるだろう。また、岸の指摘する「左京＝洛陽、右京＝長安」が意識されていたとすれば、東から来る場合は「洛」を用いることは自然であった可能性が考えられる。あるいは、仮に京を出入りする客人に対して「京」を用いるのが本来のだとする感覚が残っているとすれば、「賊徒入洛すべきの由風聞す」(『玉葉』寿永2(1183)年7月2日

条)のように、「招かれざる客」が出入りする状況が頻繁に見られる動乱期には、「京」を用いたくないと考えた可能性もあろう。

いずれも推測にすぎないため、この微妙な違いについては、日記の再検討のほか、「京」「洛」の記述のある文学などを加えて別に議論すべき問題と考える。ただ、概観すれば、「京」「洛」の使われる移動先の違いは大きくないと言える。

(2) 記録者別にみた京の出入りに関わる表現

次に、平安京から出る場合や平安京に戻ってくる場合・平安京に入ってくる場合に用いられる表現をもとに分析を試みたい。表4には、記録者の官職・位階別に「帰京」「入京」「出京」「京上」といった「京」を用いた出入りの表現と「帰洛」「入洛」「出洛」「上洛」といった「洛」を用いた出入りの表現がどのように記録されているか整理した。

整理する際に分類したのは、記述した当時の記録者の官職・位階のほかに、本人の移動か他人の移動かという点、「京へ入ってくる」のか「京から出て行く」のかという点である。「京へ入ってくる」表現は「帰京」「入京」のように「京」を用いたものと「帰洛」「入洛」のように「洛」を用いたものがある。「京から出て行く」表現も双方にあるため、「京へ(入ってくる、戻ってくる)」「京から(出て行く)」「洛へ(入ってくる、戻ってくる)」「洛から(出て行く)」と分類した。

ただし、「出京」「出洛」については、「京を出て行く」表現だけでなく、「京へ入ってくる」表現にも使われている。これについては、表4でそれぞれに分け入れるとともに、後述の表5にも別に整理した。

表4によると、全体的には京から出る場合よりも、京に入ってくる場合に用いられる例の方が多くなっている。その中でも、藤原資房以前だと「京へ」の表現が多く、その後は「洛へ」の記述が増加している。この点で

表4 記録者の官職・位階別にみた京の出入りに関する表現の記録件数

記録者／入京者	官職・位階	殿上人			非参議の三位			参議(含・四位)			納言			大臣			摂関			(藤氏長者)			
		京へ	京から	洛へ	京へ	京から	洛へ	京へ	京から	洛へ	京へ	京から	洛へ	京へ	京から	洛へ	京へ	京から	洛へ	京へ	京から	洛へ	
		藤原忠平	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
藤原実資	1	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
藤原行成	4	5	2	—	—	—	10	1	2	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
藤原道長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	1	—	—	—	—	—	4	1	
源経頼	12	8	—	—	—	—	10	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
藤原資房	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
源俊房	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
源経信	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
藤原師通	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	
藤原宗忠	2	1	18	1	—	—	4	—	17	3	5	—	55	3	—	3	9	—	—	—	—	—	
藤原忠実	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	27	1	3	75	5	2	—	104	6	5
藤原為隆	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
源師時	6	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
平信範	43	2	19	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
藤原頼長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中山忠親	1	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
九条兼実	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
三条実房	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
吉田経房	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注 数字の単位は「件」。官職・位階は『公卿補任』1(国史大系)を参照した。参議以上では、参議・納言・大臣・摂関のみの分類とし、納言は中・大および権・正の、大臣は内・右・左の区別を行わないこととした。
同日に同じ場所で同じ使いの方が複数件ある場合も、1件と数えた。ただし、「京」「洛」両方ある時は別に数えた。
「京へ」「洛へ」は「京へ入ってくる」場合、「京から」「洛から」は「京から出て行く」場合であり、「京」「洛」の表現別に分類した。
網掛けはその官職に就かなかったことを、「—」は参照した日記にその時期の記述がないことを、空欄は「記述見当たらず」を示す。

表5 「出京」と「出洛」の意味

	「出京」				「出洛」			
	京へ		京から		洛へ		洛から	
	自	他	自	他	自	他	自	他
貞信公記								
小右記			1					1
権記			2					2
御堂関白記			1					
左経記				2				
春記								
水左記				2				
帥記				1				
後二条師通記								
中右記	1		1	6			16	2
殿暦		1	7	3				
永昌記								3
長秋記			1	2		1		
兵範記	7	1	1	6				2
台記		4	9	3				1
山槐記			1	2				
玉葉		2		1		2		
愚昧記			4	1				
吉記			1	1				

(数字の単位は件)

も、「京」優勢であった状況が、「京」とともに「洛」も多く記述する状況に変化する流れが確認できる。

本人の行動か他人の行動かという点については旧稿において整理したところであるが、「京」「洛」と合わせて見ていくと、院政確立期にはどちらかといえば、「本人」が「京へ」あるいは「洛へ」入ってくる記述が多い傾向にある。また動乱期には「他人」が「洛へ」入ってくる場合の記述が多い。

なお、表5に「出京」「出洛」の意味を整理したが、いずれの語も藤原期には「京から出て行く」の意味のみで見られ、院政確立期以降になって「京から出て行く」「京へ入ってくる」の両方の意味で使用されている。また「出洛」の場合は、その多くが「本人(自分)」が「洛から(出て行く)」場合に使っているが、「出京」は「京から出て行く」が中

心ではあるものの、「京へ入ってくる」「京から出て行く」の両方で使用されている。

「京へ入ってくる」という意味の語は、先述したように「帰京」「入京」「京上」といったものがあり、積極的に「出京」を使わなくてはならない理由は考えにくい。「洛」に比べて「京」の語の用いられる場面が多いと思われる。この部分について、次章で詳しく考えていきたい。

IV. 日記別にみた「京」と「洛」を用いた表現

(1) 使用の実態

本章では、「京」「洛」を用いた表現の違いから、双方の使われ方の違いについて分析を試みる。表6は、「京」を用いた表現方法について、全ての日記を通じた合計の多い順に、日記別の表現数を列挙したものである³⁾。種類が多いため、表6中の「その他」に当たる表現を表7として別記した。一方、表8に「洛」を用いた表現方法について、同様に示した。

i) 表現数の差異

まず、全体の表現数についてみていく。「京」を用いた表現は全部で58種類、「洛」を用いた表現は全部で17種類見られた。「京」の方が、3倍以上用法の種類が多くなっている。

個人別の表現数で見えていくと、「京」を用いた表現数は3~24種類、「洛」は0~10種類となっていて、やはり「京」の方が豊富な表現が行われていたことが窺える。また、ほとんどの記録者が「京」の方が多いか同数である。「京」の場合、数人1桁の表現数であるのを除けば、ほとんどの記録者が2桁の表現数であったが、「洛」では『兵範記』と『玉葉』に2桁(10種類)の表現が見られるのみで、ほぼ1桁である。

以上のことから、「京」は「洛」に比べて表現の種類が多くなっていることが理解され

表6 「京」を用いた主な表現と出現件数（日記別）

表現 日記	「京」を用いた表現																			表現数 (下位)									
	帰京	京中	京	出京	入京	京上	在京	西京	京都	京師	京御所	下京	京内	京官	還京	京畿	京方	京外	京辺		左京	右京	住京	左右京	留京	東西京	その他		
貞信		6			2									1	2				3	1			2	1	2	1	10	8	
小右	9	15	5	1	26	1	16	15	1	4			7	7	5	1	1	1	1	1	1		2		1	4	24	15	
権記	15	1	2	2	4		3	8					1		1				1				1			9	17	10	
御堂	1	2	5	1	8	3	1	2					4						1		1					5	16	8	
左経	32	4		2	8	4	3	1					2		2					1	1					3	14	7	
春記	4	6	1		1	7	2	3					1									1			1	1	2	13	6
水左	5		1	2	1																							4	
帥記	1	1		1	1		2		1																			6	
師通	2	14	5		5	3			6								1			1						2	10	4	
中右	11	37	12	8	1		4	6	21		17	4	1		1			1				1				5	19	11	
殿暦	109	6	35	11	10	17					5	1	1		11		6								7	15	9		
永昌							1														1	1					7	3	2
長秋	13	1	7	3	2		4	1	10					2	1		1					1		1		2	15	7	
兵範	47	8	8	16		19	2		1	2	1	1	3			1	1					2				4	18	11	
台記	49	3	18	16	2	4	6	2		17		1			1			1						1		1	14	6	
山槐	9	3	5	3	1			2					1													1	8	2	
玉葉	21	13		12	8	1	3	1	1			7						2								2	11	3	
愚昧		2	1	4	1		1	2	1			3			1							1				2	12	5	
吉記	5	8	2	2	1	8		1	2			1								4						9	14	6	
合計	333	130	107	84	82	67	48	44	44	23	23	18	16	15	15	11	10	9	6	5	5	5	5	4	4				

注 4例以上のもののみ項目を挙げ、残りは「その他」に数えた（「その他」の分は、表7に示す）。
 「(下位)」は上位9種類の表現（「帰京」から「京都」まで）以外の表現数を示した。

表7 「京」を用いた表現と出現件数（表6既出分を除く）

日記名	「京」を用いた表現
貞信公記	東京
小右記	京路野辺、近京、両京、京庫
権記	京宅2、京宿、京（之）定2、来京、京戸2、京房
御堂関白記	着京、就京、京庫、到京、京戸
左経記	近京、京條、両京
春記	京藏、京家
後二条師通記	就京、京城
中右記	中京、京三条御所、京三条本所、(出)北京、京房
殿暦	京近辺、京人3、着京2、京内裏
長秋記	東京、(出)北京
兵範記	京政所、京華、京裏、東京
台記	京房
山槐記	平安京
玉葉	古(故)京2
愚昧記	京出、(出)北京
吉記	平京2、京出2、平安京3、古(故)京2

注) 後に数字のないものは1例。

表8 「洛」を用いた表現と出現件数（日記別）

日記	「洛」を用いた表現																	表現数
	帰洛	入洛	上洛	参洛	出洛	洛中	華洛	洛陽	下洛	洛外	洛下	東洛	洛東	西洛	着洛	退洛	在洛	
貞信公記																		—
小右記	10	6			1	4	3				1	1		1	1			9
権記	9	1			2					1		2						5
御堂関白記																		—
左経記	11	4					1				1							4
春記	1	2				1	1										1	5
水左記	13	1	7				1											4
帥記	5	3	1															3
後二条師通記			3			1												2
中右記	109	20	14	6	18	1	2	2										8
殿曆		3	8	7							1							4
永昌記	12		3		3		1	1									1	6
長秋記	14	9	18		1													4
兵範記	23	14		1	2	2	1	1	1			1	2					10
台記	39	3	6	1	1	1	1				1							8
山槐記	10	1	1			2												4
玉葉	28	26	30	18	1	12	1	5	2	7								10
愚昧記	4	7	2				1		4									5
吉記	16	8	6	1		3			3	1								7
合計	304	108	99	34	29	27	13	11	10	9	4	2	2	1	1	1	1	

るが、この点が「洛」に比べて使用数が多いことに影響を与えている可能性も指摘できる。

ii) 「京」の表現例

まず「京」に関して表現例を取り上げて考察する。表6によれば「帰京」が最も記述数の多い表現となっていて、19人中8人の日記で最も登場回数が多くなっている。他に多いものを整理していくと、「京」³²⁾「京都」「西京」のように平安京（あるいはその一部）を指す表現や「京中」「在京」のように京内（または京内にいること）を示す表現、「出京」「入京」「京上」「下京」のように平安京の出入りを意味する表現が上位を占めている。これらの多くは頻度に個人差はあるものの、時期を問わず使用されている。ただし、

「京都」は『小右記』の例を除けば藤原期にはほとんど例がなく、院政確立期になって多くなっている。

他の表現を検討していくと、「京御所」「京師」のような例の多いものはあるが、「京御所」は『中右記』、「京師」は『台記』に突出していることが出現件数を増やした要因となっている。この2例を含めた多くの表現が、各日記におしなべて出現するというよりも、使われる時期に偏りがあると考えの方が自然であろう。

「京」の表現例について整理するならば、用例の多い（表6において合計で40回を超えるような）表現は概ね各時期の日記に共通して用いられているが、その他の表現は使用される時期に傾向が見られる、ということになる。

「京都」「京御所」「京師」といった語が多

くなっている時期は院政確立期であるので、理由として考えられるのは、京外の新街区へ行く機会が増加したことで、京外との関係性を意識する場面が増えたことによるだろう。実際に「京御所」について初出の例は、「今日院鳥羽より京御所に御幸あるべきの由、夜前催さる所なり、…酉時刻（許か）京御所大炊御門万利小路亭に着御す」（天永2（1111）年1月3日条）である。また他にも「院、白河より京御所に還御すと云々」（元永元（1118）年11月29日条）とあるように、鳥羽や白河に対する表現として記述されている。また「或る人来たりて云う、鳥羽白川京御所の御倉、新院（鳥羽上皇）の仰せに依り、使を遣り封を付せらると云々」（大治4（1129）年7月15日条）とあるように、京外の新街区と京内が並立して述べられている。

iii) 「洛」の表現例

続いて「洛」に関しては、表8に示したものとどまっている。多く使用されているのは「帰洛」「入洛」「上洛」「出洛」「参洛」といった平安京の出入りに関わる表現である。ただし、「帰洛」「入洛」は各時期の日記で使用されているものの、「上洛」「出洛」「参洛」は院政確立期以降に多く使用される例と見た方がよいと思われる。これは、平安京に入ることを示す場合には「帰京」「入京」という「京」で多かった表現法と同じ使われ方をしていたが、その後用法の種類が増えて様々な記述がなされるようになっていったと受け取れる。

他には、もととなった「洛陽」や「華洛」のように、平安京を意味する表現や平安京の京内・京外を意味する「洛中」「洛外」も使用されている。

1人だけが使用する表現もあり、全体的には用法の種類に富んでいない側面が見られる。例えば、『小右記』に特有の表現が「着洛」や、右京を意味する「西洛」である。

さらには、「京」と同様に、使われる時期に傾向がある表現も見られる。例えば「洛下」は藤原期に使用されており、「下洛」は『兵範記』以降に登場している。「洛下」は「又伊勢国司召しに依り参上す、数日洛下に候ふ」（『小右記』長元4（1031）年3月13日条）のように「京中」の意味で使われており、院政確立期以降は現われない。一方の「下洛」は「早旦、山の座主明雲、洛に下る」（『吉記』寿永2（1183）年7月23日条）のように比叡山から京に向かう際に用いられており、動乱期前後に現れている。

総合すると、「洛中」「華洛」「洛陽」のような平安京を示す語としての一定数の使用が見られるものの、全体的には出入りに関わる表現の中で多く使用されている。

(2) 使用場面の変質

先述したように、「京」と「洛」を同義として入れ替え可能な使われ方がなされていたが、本当にそのような形で使われることがあるのか、調べることにしたい。そこで両者ともに同じ日の日記中で用いている場合に着目して、その使われ方を整理していく。

表9は「京」と「洛」の両方を同じ日の日記に記述している場合の、「京」「洛」を合わせた総表現数と、交互に使用されなかった件数を示したものである。「京」「洛」が交互に使用されているかどうかを検証するものであるため、「京」の表現が含まれている奈良を示す「南京」も例として数えることとした。また「京洛」についてもここでは検討例として取り上げるが、この語の場合は既に「京」と「洛」が交互になっているため、「京洛」の前に「洛」が出る場合と「京洛」の後に「京」が出る場合は交互になっていると考える。さらに、「京洛」の前に「京」あるいは「京洛」の後に「洛」がある場合は、「交互でない部分」が「0.5件」あるものとして扱った。

これによると、藤原期や院政確立期の日記

表9 京と洛を交互に使用した件数

日記名	双方出現する日の 「京」「洛」総表現数	交互でない部分
貞信公記	—	—
小右記	7	0
権記	9	2.5
御堂関白記	—	—
左経記	2	0
春記	0	0
水左記	0	0
帥記	2	0
後二条師通記	0	0
中右記	45	2
殿暦	9	2
永昌記	2	0
長秋記	14	0
兵範記	18	2
台記	21	3
山槐記	8	2
玉葉	61	23.5
愚味記	9	2
吉記	25	10

注)「京」の表現に「南京」を含む。また、「京洛」は左欄では1つで数え、右欄では0.5で数えた。

では、双方出現する場合、比較的交互に書くようにしていることが窺える。しかし動乱期の日記では、これを意識しないケースも増えており、「洛」が続けて書かれていることも多い。「京」を代用できる用語としての「洛」というよりも「洛」そのものを積極的に利用するほどに定着した、というように考えることができる。

ところで、「城外の規律」がより厳しかったと思われる藤原期に比べて、院政確立期以降の方が、「京」「洛」が比較的コンスタントに書かれていることを先述したが(Ⅱ章1節)、院政確立期以降は鳥羽・白河・六波羅・法住寺等の新街区との往来が頻繁になり、そのことが影響して記述が増えたと考えられる。「京」と「洛」を記す機会が増えている中で、「京」だけでなく「洛」も日常的に活用されていったというのが自然

な見方かと思われる。

(3) 表現の比較

これまでも述べたように、「洛」に比べて「京」は表現の幅が広がった。本項では、もう少し両者を比較していきたい。

「京」のように単独で用いられる表現や「京都」「京畿」、「平安京」「平京」「古京」は「洛」になく、「両京」、「京方」なども「洛」とは組み合わせられない。一方の「洛」にも、「洛陽」「華洛」「参洛」「退洛」「洛東」のように「洛」のみに見られる表現があるものの、総数が多くなかったり、1人だけが用いる表現だったりしている。

まず、「京」「洛」両方に使われている表現を取り上げる。「入」「帰」「出」のほか「上」「下」「中」「外」など、出入りや位置関係(京内か京外かという点)を示す語が共通して使用されている。

物理的に京から離れたり近づいたり(あるいは中にいたり)する状況を表す語においては、意味に違いはない。先述したように、立場により「京」を中心に記録する人物もいるが、全体としては「京」「洛」にこの点での違いはないと言える。

それでは、京から離れたり近づいたりする語の中で最も多く使用されている「帰京」と「帰洛」を取り上げてみたい。記述された数からすると、「帰京」は『殿暦』に代表され、「帰洛」は『中右記』に代表されると言える。取り上げた日記の時代を通じて「帰京」「帰洛」とともに記述されているものの、『中右記』『殿暦』に突出している。筆者の藤原宗忠と藤原忠実とは同時代の人物であるだけでなく、従兄弟同士で宗忠は忠実に近侍していたということであり³³⁾、白河院政期の京外新街区が定着していく時代を近い関係性をもってともに過ごしている。

宗忠や忠実に特に記述が多いのは、「城外の規制」が強かった時代から、京外に移動す

ることが日常になっていく過渡期に当たる点
が大きいと思われる。そしてこの時期以降、
「帰京」「帰洛」はもちろん、出入りを記述す
ることが標準的になっており、鳥羽・白河・
法住寺等の京外の新街区での貴族の活動が一
般的になってきたことと重なっている。

ただし、「帰京」と「帰洛」は院政確立期
にはそれぞれどちらが多いものの、動乱期
になるとほぼ全員「帰洛」の方が多く使用さ
れている。

同様に、「入洛」と「入京」の傾向を見て
も傾向が似通っている。具体例として、「入
洛」について、九条兼実が福原から平安京に
遷都した日に「院、夜に入りて御入洛す、頼
盛卿六波羅第に御す、〈池殿と号す〉、法皇、
未の刻許り入洛す、故内大臣六波羅第に御
す、〈泉殿と号す〉」（『玉葉』治承4（1180）年
11月26日条）と記している。旧稿で分析した
ように、平安京に戻ってきたことに格別の思
いがあって京内ではない場所でも「入洛」と
したが、「平安遷都」のような平安京の存亡
に関わる局面においても「洛」が用いられて
いる。

その少し前の時期に、「京」の記述が多
かった平信範の場合、院政確立期の例で、
「早旦知足院に向かう、（中略）午の刻、門外
に出る、皇后宮の渡列を見物するの間、京方
に火有り、斎王渡り給へるの後、急ぎ帰洛
す。五条坊門以南、六条以北、東洞院以西、
西洞院以東、皆以て焼亡す」（『兵範記』仁平
3（1153）年4月15日条）とあり、大きな火事
のような平安京の存亡に関わりかねない局面
に対して「京」を使用する一方、「帰洛」も
同時に用いられている。また動乱期の例で、
「主基拔穂使、廿八日入洛すべきの由定めら
れ仰せ了んぬ」（『兵範記』仁安3（1168）年
10月22日条）や「秉燭の間悠紀使入洛す」
（『兵範記』仁安3（1168）年11月2日条）のよ
うに、大嘗祭に関わる「主基」「悠紀」の使
に対して「入洛」を用いている。「入」「帰」

の付く表現に関しては、「洛」がより一般的
になったと考えられる。

藤原期や院政確立期の前半頃までは、摂関
のような平安京を代表する立場に関わる行動
には基本的に「京」を用いていたと考えられ
るが、後の時期はその状況とは明らかに異
なっていることが理解できる。

一方で、「京」が使われる表現が使用され
なくなっているわけではない。そこで、「京」
を用いた表現と「洛」を用いた表現につい
て、改めて表6と表8を比べてみたい。

比較するにあたって、「京」のもつ幅の広
い表現力がどの程度活かされているのかを分
析するため、表6に、最も多い「帰京」から
合計40回を超える「京都」までの上位9種類
を除いた、その他の表現がどの程度あるかを
示した。上位9種類としたのは、「西京」ま
での8種類は時代を問わず使用されているこ
と、「京都」に関しては時期に多少の偏りは
あるものの「西京」と同程度用いられている
ことがあり、「京師」以下の傾向とは異なる
ためである。

これによると、院政確立期までは、表現数
の多い記録者は下位の表現も比較的使用して
いるが、動乱期にはあまり下位の表現は使用
されず、どちらかと言えば上位9種類の表現
が使用される傾向にあると言える。すなわ
ち、幅の広い表現が可能な「京」ではある
が、限られた範囲の表現が多用されており、
「洛」に比した豊富な表現があまり活かされ
ていない。結果として、「京」のもつ幅の広
い表現力を必要としない状況になったと考え
られる。

このように考えていくと、動乱期に入
ると、「京」がかつてほど用いられなくなった
のではないかと分析できる。院政確立期と動
乱期の両方にかかる平信範の場合、平安京の
存亡に関わりかねない局面で、院政確立期
には「京」を使いつつ、各時期を通じて「洛」
も問題なく使われている。さらに九条兼実も

平安京の存亡に関わる局面で「洛」を用いており、動乱期には「京」を用いるべきとする感覚が薄れてつつあったと考えられる。

もう1例挙げると、吉田経房も「また賢所京外に渡御の先例なしと云々、憚りあるべきか、(中略)賢所の事、洛外に御坐の先例なし、大内温明殿に渡り奉り、守護さるるが宜しかるべきか、(中略)賢所の事、京外に還御の条、摂州福原に行幸の外、先例候はざるか、しかるに今度の逆乱未曾有の事なり」(『吉記』寿永2(1183)年7月22日条)とあり、「賢所(三種の神器の鏡)」に対して「京」と「洛」を交互に用いており、動乱期には「京」とするべきという感覚が薄れつつあったことをより裏付ける。

その理由として、京外の新街区が定着したこと、さらに保元の乱・平治の乱・福原遷都といった平安京が「失われる」出来事が続いて、平安京の空間構造が変化していったことが影響している可能性があると考えられる。

V. まとめと今後の課題

以上、平安貴族における「京」と「洛」の使用法について整理・分析したところ、以下のような結果が得られた。

- ①京を表す語として「京」と「洛」はともに高い頻度で使用された。
- ②「京」と「洛」は同じ使われ方ではない部分もある。それは「京御所」などの語にも表れているように、本来的には「京」を用いるべきだとする考えが院政確立期に入る頃にも認識として残されていた点から理解できる。
- ③動乱期になると徐々に「京」と「洛」の使われ方の違いが見られなくなっていく。これは、京外の新街区が定着し、それまでは禁制であったはずの貴族の京外への移動が日常的になったことで、記述も増えて

いったことが影響していると考えられる。

- ④「京」を用いる表現の方が、全体の数でも個人別でも種類が多い。院政確立期までは、「京」の幅の広い表現力が活かされ、多くの表現が見られたが、動乱期になると、「京」の表現が比較的固定化され、汎用性が薄らいだ。この点からも、時代が下ると、「京」に比べて「洛」がより一般化していったことが理解できる。

結論に関わる図として、図4を作成し、以下の3つの観点での分析結果を示した。「記述の量」は全体的には院政確立期にやや多いこと、藤原期～院政確立期は「京」の記述が多いが、動乱期には「洛」が半数近くを占めるようになった。「表現の幅」は「京」の方が各時期を通じて広いが、動乱期には「洛」がやや広がる一方で、全体的に固定化されていた。平安京の存亡に関わる(あるいは関わりかねない)局面(「重要局面」とした)での使用は、全体の件数が時代を下ると増えているが、院政確立期までは「京」中心と考えてよい一方で、動乱期には「洛」も使用場が増加した。

本稿では「京」「洛」の使用の実態の変化について、一定の成果が得られたと考えるが、課題も残されている。以上の分析は、「京」「洛」の語が使用された場面について、出現件数や表現数などを手がかりに行ったが、それぞれの語がどのような文脈で用いられているのか、個々の事例を詳細に分析することができていない。この点は、実態をより鮮明に示すためにも、今後考察を行う必要があると考えられる。

また、使用の実態には言及できたが、その変化の背景については未解明な部分も多い。その意味でも、使用の文脈と合わせた分析が不可欠であり、今後の課題としたい。

(滋賀大学教育学部)

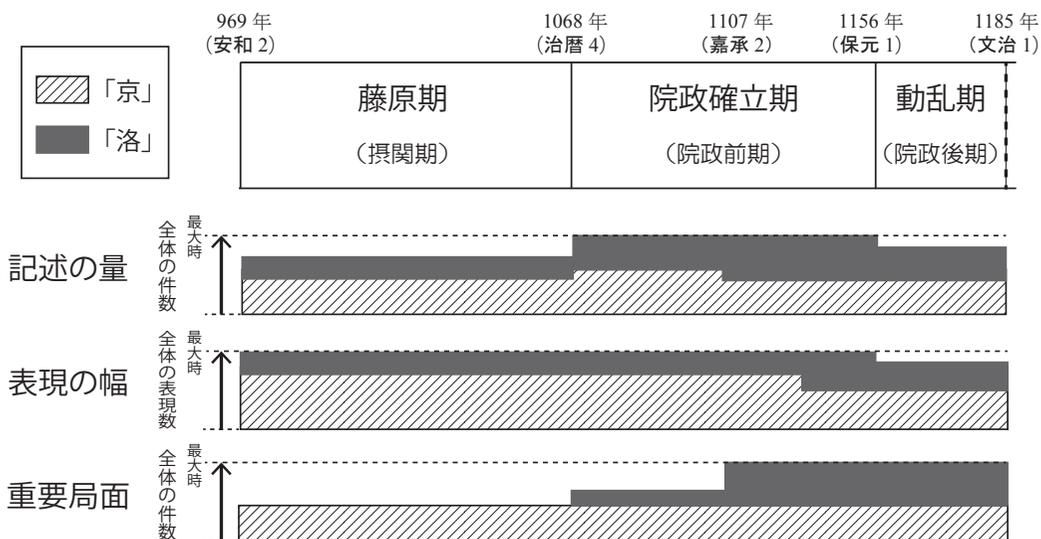


図4 平安貴族における「京」「洛」の使用の実態

注) 各項目(記述の量・表現の幅・重要局面)のうち、「重要局面」とは「平安京の存亡に関わる(あるいは関わりかねない)場面(平安京を代表する立場の撰関として「京」を用いるべき点・三種の神器関連・火災・遷都など)を指す。「全体の件数」「全体の表現数」にある「最大時」は上記の期間中に最も多かった件数または表現数のことである。

〔注〕

- 1) 安藤哲郎「平安貴族における「京」の認識 一日記の検討を通して」歴史地理学53-2, 1~24頁, 2011。
- 2) 旧稿(前掲1)1頁でも指摘したが,例えば「巳の刻許り出洛す,大原野祭に参る,(中略)亥の時許り帰京す」(『中右記』長治2(1105)年2月4日条)のように,同時に用いられる例からは,「京」と「洛」の違いにかかわらず,大原野社が「京外」として認識されていると理解できる。そのため,旧稿では区別をしなかった。
- 3) 米田巖・瀧山健一「人文主義地理学の新しい潮流一地のパトスへ向けて」人文地理43-6, 1991, 547頁。
- 4) 若林芳樹「日本における知覚・行動地理学の回顧と展望」人文地理61-3, 2009, 80-95頁。
- 5) 出田和久「奈良盆地歴史地理データベースの構築とその利用」(HGIS研究協議会編『歴史GISの地平』勉誠出版, 2012), 197頁。
- 6) 塚本章宏「近世京都の名所案内記に描かれた場の空間的分布とその歴史的変遷」GIS—理論と応用14-2, 2006, 41-52頁。
- 7) 岸俊男『日本古代宮都の研究』岩波書店, 1998, 533-561頁。
- 8) 久米舞子「平安京『西京』の形成」古代文化64-3, 2012, 3-19頁。
- 9) 前掲8)15頁。
- 10) ①佐々木日嘉里「平安京における都市空間認識」平成14年度日本建築学会近畿支部研究報告集, 2002, 481-484頁。②佐々木日嘉里『『小右記』における都市空間認識～「京」「洛」「城」「西京」の用例について～』日本都市学会年報33, 2000, 230-235頁。
- 11) 1012~1017年で三条・後一条朝。
- 12) 前掲10)①。
- 13) 『日本史辞典』(岩波書店, 1999)「院政時代」(94頁)の項目。
- 14) 「院政期」を区分に用いる場合,一般的には白河上皇(法皇)の院政開始以降を指すことになり,祇園や稲荷への行幸を開始するなど空間的な観点からも特徴のある後三条天皇の時代から区分を行うために,時期区分を独自のものとした側面もある。
- 15) これに伴い,「藤原期」より前の史料として

- 唯一取り上げる『貞信公記』の時期区分は行わない。
- 16) このこととも関わるが、これ以降、各時代区分に本来は付けるべきと考えられる鍵括弧は省略する。
- 17) 松蘭齋『日記の家：中世国家の記録組織』吉川弘文館，1997，40～41頁。
- 18) ただし、「師時の場合、父の日記も所持するに至っているが両者の引勘に使用する度合いは、現存の『長秋記』に見る限り、祖父・源師房の日記30例に対し父の日記は4例というように祖父の日記に圧倒的な比重がある」（前掲17），55頁）とあるように、源師時は祖父・源師房の書き方を踏襲した可能性もある。ただその場合、源俊房が師房の書き方とは異なっていたことになり、いずれにしても、「京」「洛」の書き方については引き継いでいない例があると考えることができる。
- 19) ただし、師通と忠実の「京」「洛」の記録割合が共通する点については、別に検討する（後述）。
- 20) 前掲1）でも触れたが、西山良平『都市平安京』京都大学学術出版会，2004，324～328頁によれば、「個別の官人・雑任はいうまでもなく、城外は五位以上や官人一般に重い禁制である」ということである。
- 21) 前掲1）で示したように、京極のすぐ東であつても「京外」と表現する場合があつた。
- 22) 前掲7）535頁。
- 23) 例えば、「子刻鳥羽に行幸す、鶏鳴還御す、八条大宮辺において天曙、京中辰刻に及ぶ」（『玉葉』文治2（1186）年1月7日条）のように、本人の移動ではなく、天皇・院・摂関や他の貴族に関して書かれる事例も数多くある。
- 24) 例えば、旧稿では、実務官僚が入京に関する記録が多い点について、「実務を取り仕切った関係上、儀式に関わる京内か京外かの区別は必要」と考え、「自らの実務経験が記述の多さに反映されている」と分析した（前掲1，13頁）。
- 25) 例えば、藤原実資が右大臣になったのは65歳、藤原宗忠は75歳、中山忠親の内大臣就任は61歳と、大臣になっている記録者はみな高齢での就任である。
- 26) 前掲1）注32。
- 27) 前掲1）12～14頁。
- 28) 九条兼実は、藤原忠通の三男で長兄・基実（近衛家の祖）、次兄・基房（松殿）が摂関を務める中、当時権勢を誇った平氏政権との距離を置いていたことで、長く右大臣にとどまったままであつた。
- 29) 前掲10）①。
- 30) ただし、一部位置が不明で反映できていない場所もある。
- 31) 同数の場合は、記述のある日記の多いものを先に掲載し、それも同じ場合は古い時代に記述の多い方を先に記すこととした。
- 32) 「未剋許京火事あり」（『殿暦』康和5（1103）年3月11日条）のように「京」が単独で用いられている場面、「高陽院京に還御し了んぬ」（『兵範記』久寿元（1154）年3月26日条）のように「還御」などの2文字以上の動詞とともに用いられている場面などがある。
- 33) 元木泰雄『藤原忠実』吉川弘文館，2000，3～4頁。